



防官文第1797号
平成29年2月13日

行政文書開示決定通知書

三木 由希子 殿



防衛大臣

平成28年12月13日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

開示請求された「2015年3月に沖縄県の行った情報公開請求に対する開示決定の取り消しを求めて那覇地裁に提訴した訴訟で、訴状の中で言及している甲10号証-1に関し、米側が証拠としての提出に同意ないし了解をしたことがわかるもの」に係る行政文書

2 不開示とした部分とその理由

上記1の文書の注意表記以外の全てについては、これを公にすることについて、米側の了解を得られず、我が国の一方的な判断によりこれを公にすることにより、我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法第5条第3号に該当するため不開示としました。

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

*同封の説明事項をお読みください。

下記に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択してください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額※
A4判用紙 カラー11枚	①閲覧	用紙100枚までごとにつき100円	100円 (実支払い額 0円)
	②複写機により用紙に複写したものの交付（白黒）	用紙1枚につき10円	110円 (実支払い額 0円)
	③複写機により用紙に複写したものの交付（カラー）	用紙1枚につき20円	220円 (実支払い額 0円)
	④スキャナーにより電子化してCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき100円に、用紙1枚ごとに10円を加えた額	210円 (実支払い額 0円)

※ 実際にお支払いいただく手数料については、上記基本額が300円までの場合は無料に、300円を超える場合は上記基本額から300円を差し引いた額となります。(ただし、1開示請求につき300円を限度とします。)詳しくは、同封の「2 開示実施手数料の算定について」をお読みください。

注 PDFファイルとして開示の実施を希望される場合、電子機器の性能により、文書の一部が鮮明に表示されない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(2) 事務所における閲覧を実施することができる日時、場所

日時：平成29年2月27(月)～平成29年3月29日(水)09:30～17:00

(12:00～13:00及び土、日、祝日、年末年始を除く。)

場所：防衛省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室 新宿区市谷本村町5-1

(3) 複写したものの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する切手代(見込額)

準備日数：行政文書の開示の実施方法等申出書を受領した日からおおむね7日までに発送
予定

送付に要する切手代(見込額)：開示の実施の方法 ②③④ 140円

* 開示請求受付日：平成28年12月15日

補正期間：なし。

開示決定日：平成29年2月10日

請求受付番号：2016.12.15-本本B1390